

平成27年6月

中札内村議会定例会会議録

平成27年6月5日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
総務課長補佐	尾野悟里君	住民課参事	阪村暢一君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤 則明君 書記 林 真悠君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		町村議会議員研修会の参加について
日程第6		閉会中の所管事務調査について
日程第7		行政執行状況報告
日程第8	陳情第3号	平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書
日程第9	陳情第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書
日程第10	報告第3号	継続費繰越計算書について
日程第11	報告第4号	繰越明許費繰越計算書について
日程第12	議案第36号	西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第13	議案第37号	西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第14	議案第38号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第39号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第40号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第41号	財産の購入について
日程第18	議案第42号	工事請負契約の締結について
日程第19	議案第43号	平成27年度中札内村一般会計補正予算について
日程第20	議案第44号	平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第21	議案第45号	平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第22	議案第46号	平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年6月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きたいと思えます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と4番中西議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
中井議会運営委員会委員長。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） 議会運営委員会報告。
平成27年5月28日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、6月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

- 1、会期について。
6月5日、金曜日から、6月12日、金曜日までの8日間とされたい。
 - 2、議事日程について。
 - イ、諸般の報告。
 - ロ、町村議会議員研修会の参加。
 - ハ、閉会中の所管事務調査。
 - ニ、行政執行状況報告。
 - ホ、陳情第3号、陳情第4号は所管の総務厚生常任委員会へ付託されたい。
 - ヘ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。
 - ト、一般質問は、6月12日、金曜日に予定されたい。
- 以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの8日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了承をお願いしたいと思います。

◎日程第5 町村議会議員研修会の参加について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、町村議会議員研修会の参加についてを議題にいたします。

局長より説明をお願いします。

○議会事務局長（長澤則明君） 参加計画書の朗読をもって説明といたします。

赤ナンバー3番から6番までをご覧ください。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第129条の規定に準じて、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議員の研鑽と資質の向上を図るため。

2、参加者。

議員8名、議会事務局2名、計10名。

3、期日。

平成27年7月7日、火曜日から、7月8日、水曜日。

4、開催地。

札幌市。

以上、提出する。

平成27年6月5日。

中札内村議会議長高橋和雄。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第129条の規定に準じて、十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議員の研鑽と資質の向上を図るため。

2、参加者。

議員 8 名、議会事務局 2 名、計 10 名。

3、期日。

平成 27 年 10 月 23 日、金曜日。

4、開催地。

士幌町。

以上、提出する。

平成 27 年 6 月 5 日。

中札内村議会議長高橋和雄。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第 129 条の規定に準じて、北海道町村議会議長会主催による議会広報研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議会広報紙の編集技術向上と普及発展に資するため。

2、参加者。

議会広報特別委員会委員 4 名、議会事務局 1 名、計 5 名。

3、期日。

平成 27 年 8 月 18 日、火曜日から、8 月 19 日、水曜日。

4、開催地。

札幌市。

以上、提出する。

平成 27 年 6 月 5 日。

中札内村議会議長高橋和雄。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第 129 条の規定に準じて、北海道町村議会議長会主催による新任議員研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議員の研鑽と資質の向上を図るため。

2、参加者。

議員 3 名、議会事務局 1 名、計 4 名。

3、期日。

平成 27 年 7 月 23 日、木曜日。

4、開催地。

帯広市。

以上、提出する。

平成 27 年 6 月 5 日。

中札内村議会議長高橋和雄。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第 129 条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり派遣承認することは決定をいたしました。

◎日程第6 閉会中の所管事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第6、閉会中の所管事務調査を議題にいたします。

局長より説明をお願いいたします。

○議会事務局長（長澤則明君） それでは、所管事務調査通知書の朗読をもって説明させていただきます。

赤ナンバー7番から10番までをご覧ください。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

所管事務の調査。

2、目的。

村内各施設及び各事業の現地調査。

3、方法。

総務厚生・産業文教常任委員会合同調査。

4、期間。

調査完了するまで。

5、その他。

随行・説明は各担当課職員及び議会事務局職員。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

産業文教常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

村内における農作物作況調査。

3、人員。

委員5名。

4、期間。

平成27年9月上旬。

5、その他。

農業委員会との合同調査。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

総務厚生常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

村内の行政推進状況の調査。

3、期間。

調査完了するまで。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

産業文教常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

村内の行政推進状況の調査。

3、期間。

調査完了するまで。

○議長（高橋和雄君） このことについての説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知がありました、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書のとおり、承認することは決定をいたしました。

◎日程第7 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第7、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、3月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、今年度採用の職員を対象とした新任職員等研修会を、4月30日から5月1日までの1泊2日の日程で中札内交流の杜などを会場に、村の組織や重点施策、待遇などの研修のほか村内主要施設の見学を実施しております。

ヴィレッジときわ野第3次分譲地は、11月の分譲開始以降、随時申し込みを受け付けていましたが、5月で全区画の申し込みを完了しました。

今後は、隣接する用地をときわ野第4次分譲地として、早期に造成を取進めてまいります。

す。

ノースビレッジ興農は、公売要項を一部共同住宅が建設できるよう変更し、5月20日を期限に募集を行ったところ、帯広市の企業から申し込みを受けております。

とかち広域消防事務組合は、5月1日に北海道の許可を受け、設立いたしました。

来年4月からの共同事務スタートに向け、通信指令の一元化などの作業を進めてまいります。

なお、新組合の予算や条例を定める初議会は6月29日に開催される予定です。

次に、企画財政グループについてですが、総合行政推進委員会は3月30日に開催し、委員18名を委嘱させていただきました。

今後、村が行った事務事業に関する評価、まちづくり基本条例の見直しなどに対して、幅広い視点からご意見をいただいております。

地方創生の取り組みについてですが、地方版総合戦略の策定に向け、3月24日にワーキンググループを設置し、安定した雇用の創出、若い世代の結婚・出産・子育ての支援策など、今後5カ年の目標や具体的施策の検討を行っております。

第1回行政区長会議は4月13日に開催し、委嘱状の交付及び27年度村政執行の基本方針、予算概要などについて報告するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

字名地番改正についてですが、アンケート結果がまとまり、今後の対応についての考えを、対象地域にお住まいの方に郵送いたしました。

今回のアンケートは、住民の皆さんの意向のもとで対応するとして行ったもので、全体の回収率は61%と高く、結果は興農区、ひばりヶ丘、ときわ野それぞれの地区ごとで意向も異なり、改正を希望する声も総体的に少なく、現段階では統一的な対応は難しく、今後もそれぞれの行政区の方と話し合いの場を持ちながら時間をかけて協議・対応してまいります。

道道静内中札内線についてですが、昨年引き続き、ピョウタンの滝から約250メートル先付近で、融雪期に伴う大規模な雪崩が発生しております。

気温の上昇に伴い、同様の全層雪崩が発生する恐れがあるとしてヘリポートゲートより通行止めの措置を取り、これにより、札内川園地についても開園を遅らせていましたが、このほど、5月28日からピョウタンゲートまで通行を可能としております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、医療関係で、ドクターヘリの十勝圏への運航圏域拡大についてですが、現在北海道では、五つの圏域でドクターヘリが運航されており、十勝圏域だけが運航空白区域となっています。

平成25年度の北海道議会において、未整備圏域については隣接するドクターヘリ基地病院の協力を得ながら運航圏域拡大に努める、との考えが示され、十勝総合振興局を事務局とする十勝保健医療福祉圏域連携推進会議において議論が進められてきました。

その後、十勝町村会での協議及び帯広市との調整を経て、隣接する道東及び道北ドクターヘリ運航圏域の拡大による対応と二つの圏域への加入負担金の算出方法等について、本年4月に開催された十勝町村会臨時総会において了承されたところであります。

負担金は加入時1回のみ負担となっており、二つの圏域における算出方法が異なるため、それぞれの方法により算出した総額を19市町村において均等に負担することとし、今回の補正予算に計上しております。

次に、衛生関係についてですが、クリーン中札内空き缶回収活動では、5月9日にスポーツ少年団64名をはじめ多くの村民の皆さんに参加いただき、中札内地域では道道中札内インター線及び東4線道路など、上札内地域では道道清水・大樹線で実施しております。

飼い犬の狂犬病予防接種は、4月と5月の2回、村内21か所で実施し、189頭の飼い犬がワクチン接種を終えております。

福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、国の地方創生事業に係る交付金を活用し、平成27年度に予算を繰越して実施する高齢者生活支援商品券発行事業は、70歳以上の方がいる世帯に商品券を配布し、経済的な負担を軽減する目的で、8月の実施に向け準備を進めてまいります。

昨年春からの消費税の引上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯の経済的影響を緩和することを目的とした臨時福祉給付金と、子育て世帯臨時特例給付金の支給申請受付を9月1日から開始することで、準備を進めてまいります。

更別村温泉利用券の助成は、52名の方へ入浴券を発行しております。

次に、保健グループについてですが、各種健診については、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの各種健診の申し込みを5月22日まで受け付け、延べ334名の申し込みを受けております。

6月11日から15日まで上札内交流館と保健センターの2会場で実施し、健診による疾病の早期発見と予防に努めます。

脳ドックについては、検診機関と調整ができましたので定員枠を50名として、5月11日から受付を開始しております。

次に保育園についてですが、本年度より春休みを廃止し、4月1日に入園式を行っております。

中札内きらきら保育園の入園状況は、4月の開園時に139名で新年度を迎えましたが、5月末現在では3歳未満児36名、3歳児40名、4歳児32名、5歳児37名の計145名となっています。

上札内保育園は開園時、現在ともに9名となっています。

子育て支援対策として実施している、保育料金の軽減は、4月にきらきら保育園及び上札内保育園に入園した148名の園児のうち、第2子が52名、第3子以降が36名、合わせて88名になっており、保育料に換算し1,769万1,000円を軽減しております。

先般、保育サービスの充実を目的に実施しましたニーズ調査の結果、共働き世帯の増加により、土曜保育の延長を希望する声が多数ありましたので、土曜保育時間を午後6時30分まで延長するため、所要の体制を整備し、8月の実施に向け準備を進めてまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、5月上旬の強風によりてん菜の直播に被害を受け、17ヘクタールのまき直しがあったものの、天候に恵まれ順調な生育となっております。

また、小麦は例年より5日程度生育が進んでいる状況にあり、今後も好天に期待し、順調な生育を願っているところです。

地域担い手育成総合支援協議会では、新たな取組みとして、モニター農家を選定し、てん菜・でん粉原料用馬鈴しょの生産環境について、生産技術体系及び再生産性等の検証を行い、作付け拡大につながるよう3年間継続での事業を実施してまいります。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及や利用店舗の拡大を目指して、食の応援団のお店スタンプラリーを5月から実施しております。

豆資料館事業では、企画事業として5月に、豆を育てよう、豆料理を作ろうを実施し、豆に関する魅力発信を行っております。

村営牧場の夏期放牧は、5月20日から実施し、昨年よりも16頭多い1,066頭の受け入れを行っております。

また、4月の入札により牧場用機械、ホイールローダーの発注を行っております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽12.2ヘクタールの発注を行い、うち8.2ヘクタールは、昨年被害を受けた植栽の補植となっております。

また、十勝管内の森林関係者が一体となって森林認証の普及促進及び流通拡大を目的とした、とちか森林認証協議会の設立総会が5月26日に開催されました。

今後は、森林認証取得を目指し、申請手続きを行ってまいります。

商工関係では、中小企業振興資金融資の融資枠が、設備投資などの利用が多く残り少ない状況にあるため、中小企業の経営を支援し、企業の育成と経営の発展を図るため預託金の増額を補正予算に計上しております。

まちなかにぎわいづくり委員会では、4月、5月に各1回会議を開催し、にぎわいづくりに向けた方針など、9月には提言書をまとめることができるよう検討を進めております。

観光関係では、札内川園地のオープンを4月29日に予定しておりましたが、ピョウタンの滝付近で大規模な雪崩が3月に発生し、一般利用者等の危険回避のため6月1日に延期をしております。

道の駅についてですが、5月から観光協会が主体となりリニューアル10周年記念事業を随時開催し、第一弾のありがとうプレゼントキャンペーンの、5月分抽選会では、約600回の抽選回数となり、好評をいただいております。

また、道の駅の魅力向上対策については、庁内で現地調査を含め検討を進めている状況であり、今後、一定の方向性を整理し、関係者との協議・調整を行い、さらなる魅力向上や機能強化に向けた方向性を見い出してまいります。

国の地方創生交付金事業に盛り込んだ外国語パンフレットが完成しましたので、5月下旬より各施設・案内所に配布し、外国人観光客の誘致に努めております。

また、地域消費喚起を目的とするプレミアム商品券の発行は、8月からの実施に向け、商工会と調整しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、移住促進奨励で2件、中札内スタイル住宅奨励では1件の認定を行っており、民間賃貸住宅家賃助成は4月1日現在で49件の継続認定を行い、新規対象者につきましては随時受付を行っております。

多面的機能農地・水・保全管理支払対策事業では、11地区の活動組織が活動を行っております。

村営住宅関係では、公募住宅で6件、随時募集住宅で5件について入居決定しております。

公園管理関係では、委託業務の発注を終え、公園の供用開始を行うとともに、適正な維持管理に努めております。

また、道路維持では、道路路面清掃の春季分を終え、区画線設置や管渠清掃、舗装等の

補修についても随時作業を取進めております。

工事等の発注関係では、ときわ野団地第4次宅地分譲地の造成・道路・上下水道事業に係る調査設計委託、中島新橋橋梁長寿命化橋梁補修工事、新生・元更別東1線道路舗装補修工事、泉団地ストック改善工事などの発注を終えており、元大正・共栄34号道路改良舗装工事は、議決案件として本定例会議案に提案をしております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます

○議長（高橋和雄君） 続いて、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、新年度各小・中学校の状況であります。平成27年度学校別児童・生徒数は、中札内小学校が11学級192人で、前年比3人の増加、上札内小学校が4学級17人で前年比3人の増加、中札内中学校が8学級104人で、前年比10人の減少で、新入学児童31人、生徒28人を迎え、4月8日に入学式を行いました。

また、新たな7人の教職員を迎え入れ、平成27年度の学校教育活動を開始しております。

学校事業では、中学校3年生の修学旅行は4月22日から24日の間、東京方面を訪れ、国会議事堂や東京江戸博物館などの見学のほか、班ごとの自主企画による研修を行っております。

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月21日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語・算数・理科の3科目で実施されました。

この調査結果を各学校及び学力・体力向上サポート委員会で分析・考察し、概要と学校・家庭・地域で取り組むことをまとめ、公表するとともに、教育課程の改善に向けた取組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上に努めてまいります。

学校評議員は、学校長から推薦を受け、各学校3人の方に委嘱しました。評議委員会の中で、学校運営に対するご意見やご提言をいただきます。

次に、社会教育の状況であります。ポロシリ大学は、4月24日に新入生9人を迎え、学生数84人で開校し、定例授業やクラブ活動を始めております。

第10回北の大地ビエンナーレは5月16日、17日の2日間にわたり、実行委員及び延べ114人のボランティアの皆様のご協力により無事審査会を終了することができました。

北の大地大賞、中札内美術村賞などの受賞作品9点、佳作47点、入選93点、図録掲載の誌上入選97点が選ばれました。

ご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

今後は、7月18日の授賞式、7月19日から8月16日までの展覧会成功に向けて、準備を進めてまいります。

この全国絵画公募展は、第5回を終えた時点で目標としていた節目の10回目を迎えました。

今後については、さらに各方面のご意見を聴きながら、審査委員、実行委員、財源の確保などの課題を検討し、新たな形で開催するのかどうか、授賞式までに一定の方向をお示しできればと考えております。

総合型地域スポーツクラブ、中札内ピータンスポーツクラブは設立4年目を迎え、会員数は現在113人で、本年度の活動として、ジュニア部会ではダンスと運動能力向上トレ

ーニング、一般・シニア部会ではリフレッシュヨーガ、大人のダンス運動、ノルディックウォーキングのほか、新たにズンバを取入れました。

イベント部会では交流の杜まつり2015、冬季野外レクリエーションを計画し、スポーツ等を楽しみながら健康づくりに寄与する活動を行っております。

中札内水泳プール移転改築事業は、基本計画を作成し、7月に実施設計業務を発注する予定であります。

建設場所は、中札内きらきら保育園南側、中札内小学校の学校林東側に隣接する村有地で、概ね現中札内プールと同程度の規模を予定しています。

上札内プールについては、当面現状の管理を続けるとしてはありますが、移転改築に合わせて統合を考えており、6月3日、上札内地区の関係機関・団体の代表者に出席していただき、説明会を開催しております。

ファミリースポーツセンターについてですが、耐震改修が必要な施設となっておりますが、地震時の避難所としても利用できるようにするため、財源として緊急防災・減災事業債を活用できる平成28年度までに整備することとし、本年度実施設計を行うための予算を、今回の補正予算に計上しております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第8 陳情第3号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書

◎日程第9 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第8、陳情第3号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書、日程第9、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題になっております陳情2件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

なお、この陳情の委員会審査は、この会期中に終了し、報告を願いたいと思います。

◎日程第10 報告第3号 継続費繰越計算書について

○議長（高橋和雄君） 日程第10、報告第3号、継続費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越計算書の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内中学校改修事業について、継続費繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い

申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

平成26年度の中札内中学校改修事業に係る継続事業費の総額5億5,868万4,000円のうち、8,160万4,000円を平成27年度に繰越しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この継続費の繰越計算書については、報告済みといたします。

◎日程第11 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、3月の定例会において、一般会計補正予算で繰越明許費の追加を行った事業について、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

平成27年3月定例会におきまして、一般会計第8号補正で繰越明許費の追加を行った小規模企業支援補助事業、高齢者生活支援商品券発行事業、観光パンフレット印刷事業、消費喚起プレミアム商品券発行事業、道の駅魅力向上補助事業、花づくり委託事業、花フェスタ補助事業、定住促進奨励事業、勤労者民間賃貸住宅家賃補助事業、若者世代特別奨励事業、南十勝消防事務組合負担金、消防緊急無線デジタル化整備事業及び高機能指令センター整備事業の地方創生に係る事業など計12事業については、平成27年度に事業が実施されることから、その事業費の全額9,147万9,000円を平成27年度に繰越ししております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

繰越明許費の繰越計算書については、報告済みといたします。

◎日程第12 議案第36号 西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第 1 3 議案第 3 7 号 西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 1 2、議案第 3 6 号、西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、日程第 1 3、議案第 3 7 号、西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての 2 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 カ年間に於ける、西戸蔦、西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、5 月 2 0 日付けで北海道知事との協議が整いましたので、議会の議決を得ようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

この辺地に係る総合整備計画とは、辺地債の借入という財政上の支援を受けるために、特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、策定が義務付けられた計画であります。

議案書の 7 ページと、黒ナンバー 1 0 番、議案関係資料 1 ページの辺地計画区域図を併せてご覧ください。

はじめに、西戸蔦辺地についてですが、議案書の 7 ページになります。

総合整備計画書をご覧ください。

まず 1、辺地の概況、（1）辺地を構成する部分につきましては、その辺地 5 キロ平方メートル以内の面積の中の人口が 5 0 人以上という基準をもって辺地を構成することとなっております。西戸蔦、新札内、東戸蔦、合せて 1 2 5 人という辺地を構成しております。

次に、（2）の地域の中心地ではありますが、西戸蔦東 3 線 1 5 7 番地 1 0 であります。これにつきましては、当該辺地の宅地で、固定資産評価額の一番高いところをもって基準中心地とする規定になっております。

次に、（3）辺地度の点数ではありますが、当該辺地については 1 1 2 点となっており、その地区の中心となる箇所から交通機関にて、学校、医療機関、役場などの公共施設までの距離の一定計数を掛けて、1 0 0 点を超える場合、辺地とみなされるわけであります。

次に、公共的施設の整備を必要とする事情と整備計画ではありますが、国営札内川第 2 地区土地改良事業に対して、平成 2 7 年度以降に支払うべき村負担金の繰上償還の財源として辺地債を充当しようとするものであります。

また、計画期間につきましては、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度の 5 カ年の計画となっておりますが、この事業につきましては、初年度である平成 2 7 年度に予定するもので、事業費 3, 1 9 3 万 3, 0 0 0 円。財源内訳につきましては、全額一般財源で、そのうち 2, 2 1 0 万円を辺地債の充当を予定しております。

次に、西札内辺地ではありますが、9 ページの整備計画書をご覧ください。

先ほどと同じように、辺地を構成する地区は西札内と新札内南で、辺地の人口は74人となっております。地域の中心地は西札内2番地83。辺地度の点数は122点であります。

この地区での公共的施設の整備は、先ほどの西戸蔦辺地と同様、国営札内川第2地区土地改良事業負担金の繰上償還であり、事業費は2,575万3,000円、財源内訳は、全額一般財源で、そのうち1,790万円について辺地債の充当を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号、西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議案第37号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号、西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第38号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第15、議案第38号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、環境への負荷の少ない自動車を対象とした特例措置の見直し、平成27年度の評価替えに伴う固定資産税の税負担の調整などのほか、各種税負担軽減措置等の整理合理化や各種申告等におけるマイナンバー制度への対応など、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー10番、議案関係資料2ページをお開きください。

村税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、村税条例の一部改正及び平成26年に改正された一部改正条例の一部改正を行おうとするものであります。

まず、第1条改正、村税条例の一部改正関係ですが、1点目として、法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額の見直しであります。

これは、これまでの税率適用区分の基準のうち、資本金等の額の根拠を法人税法としていたものを地方税法の改正により、地方税法に具体的に規定されたことによるもので。

一つは、資本金または資本準備金を欠損の補填、または、損失の補填に充てた金額を控除するとともに、剰余金または利益準備金を資本金とした金額を加算する措置。

もう一つは、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を加えたものでございます。

次に、2点目として、個人住民税所得割の課税標準の算定方法の見直しであります。

所得税において、国外出国時の直前に売却した株式の譲渡益に対して課税する国外転出時課税が創設されましたが、個人住民税所得割の課税標準の計算においては、この譲渡益に対する課税分を除くこととされていることから、この所得税法の計算の規定によらないこととする規定を追加するものであります。

次に、3点目として、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の適用期限の延長です。

消費税率引き上げに伴う住宅投資への影響の平準化、緩和策である住宅ローン減税は、消費税率引き上げ時期の変更を踏まえ、その対象期間を延長することとされたことから、個人住民税においても同様に2年延長するものであります。

次に、4点目として、ふるさと納税における申告手続きの簡素化であります。

これは個人住民税におけるふるさと納税の申告の特例の規定を追加するもので、現在の仕組みに加えて、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を不要とし、翌年度の住民税から控除される仕組みを導入するものであります。

次に、5点目として、サービス付高齢者向け住宅に係る固定資産税の特例措置等へのわがまち特例の導入であります。

わがまち特例とは、国が一律定めていた内容を地方自治体が自主的に判断して条例で決

定できるようにする仕組みで、地方税法では標準的な割合及び上限、下限の範囲を定め、その範囲内の範囲の中で、各自治体が条例で決定することができます。

今回の改正では、平成29年3月31日までに新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されるサービス付高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る5年度分の固定資産税を課税標準の3分の2とする改正であります。

次に、6点目として、平成27年度の固定資産税の評価替に伴う土地に係る固定資産税の負担についての調整措置の延長です。

固定資産税については、さまざまな負担調整措置がありますが、国における現下の最優先政策課題がデフレ脱却であること等から、平成27年度から29年度までの間は、固定資産税における現行の負担調整措置の仕組みを継続することとされ、本村においても同様の延長措置を行うものであります。

次に、7点目として、特別土地保有税の課税の特例の延長ですが、これも先ほどの固定資産税の負担調整措置の延長と同様の理由で、29年度まで延長するものであります。

次に、8点目として、平成28年度における軽自動車税へのグリーン化特例の導入です。

これは、27年4月1日から28年3月31日までの間に、新規に車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成28年度に限り、一定の環境性能を有した車両で、その燃費性能に応じて税額を軽減するもので、起債の①は、電気軽自動車や天然ガス軽自動車で、一定の排出ガス基準に適合した車両について、税額の75%を軽減。

4ページ、②のハイブリッドを含むガソリン車で、エネルギー消費効率が平成32年度基準の1.2倍以上の乗用、27年度基準の1.35倍以上の貨物の軽自動車で一定の排出ガス基準に適合した車両について、50%を軽減。

③は、②と同様、ハイブリッドを含むガソリン車、エネルギー消費効率が平成32年度基準以上の乗用、27年度基準の1.15倍以上の貨物の軽自動車で、一定の排出ガス基準に適合した車両について、25%を軽減するものです。

次に、9点目として、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、番号法に基づく改正であります。

この改正は、村税関係に係る申請や申告など各種手続きにおいて、氏名及び住所等に加え、番号法に基づき付与された個人番号及び法人番号を記載するよう改正するもので、施行日は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日とされており、政令で定めることとなっております。

これらのほか、今回の地方税法等法律の改正に伴う条項の繰上げ、字句の修正も併せてしております。

次に、資料5ページの上段、第2条改正で、村税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係ですが、これは昨年6月の定例会において、本条例附則第16条に、新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい車両の税率を重くする重課課税の規定を追加し、その施行日を平成28年4月1日として議決をいただいておりますが、今回の改正では、施行日を平成27年4月1日とする、先ほど説明をいたしましたグリーン化特例の規定を重課課税と同じ附則第16条に追加することになりましたことから、施行前である昨年改正した条例の再改正という形で改正をしようとするものであります。

次に施行日です。

本条例は、公布の日から施行し、適用を平成27年4月1日からとしておりますが、それ以外については、資料5ページの中下段にそれぞれの条項に対する施行日を表にまとめ

ておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

次に、6ページから30ページについては、条例の新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

大変長くて難しい問題でありますので、休憩を取って、それぞれ質疑を考えていただければと思います。

暫時休憩をいたします。

15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

議案第38号は、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行いたいというふうに思います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1点お伺いをしたいというふうに思います。

いずれにしても、地方税法改正に伴う村税条例の改正ということで、特に問題はないのかなというふうに思いますが、1点だけ説明をしていただきたいというふうに思いますが、附則第9条のふるさと納税に係る申告手続きの簡素化ということで、報道等でも結構言われておるわけですが、先ほども若干説明がありましたけども、今までのふるさと納税は、確定申告が必要であったと。

しかし、2015年度からは、ある条件を満たす場合には、確定申告が不要であるよと。

その制度が、ふるさと納税ワンストップ特例制度ということで先ほども説明がありましたが、その特例制度について、もっとわかりやすくというのかな、皆さんが理解できるようなことで説明をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） ただいま黒田議員からのご質問にもありましてとおり、これまでふるさと納税の寄付を行う場合、最終的には確定申告をして、所得税から控除する分、それからはみ出てしまう、つまり所得税額よりも控除額の方が多い場合、その場合については住民税から控除するということになります。

あくまでも確定申告によって申告をして、ふるさと納税分の控除額を控除するという手法でありました。

ですが、サラリーマン等につきましては年末調整時点で、通常は申告をしなくても大抵はいいわけで、ふるさと納税をすることによって、再度確定申告をするということが増えると、そういった部分を簡素化しようというのが、この制度の狙いだというふうになっております。

その仕方としては、ふるさと納税をしようと思われる方が寄付金を収めるときに、併せて申告書をその納税する側の市町村に対して送るという手続きを取ります。

それを受けた、つまり寄付金と申告書を受けた自治体は、その寄付者に対して、その申告を受けたという受付書を送付すると。

その受付書を受けた寄付者は、それが証拠と、まず1点領収書代わりになるということ。

寄付金を受けた市町村は、もう一つ、寄付者に対してだけではなくて、その寄付者が住んでおられる、住所を有しておられる市町村に対して、これだけの寄付がこの方からありましたという申告書をまた送付するということになります。

その寄付者が住んでいる住所地の市町村は、そこで自分のところに住んでいる方が寄付をしたのだなということがわかりますから、その時点で、翌年度の住民税から控除をするという仕組みになります。

現行ですと、確定申告時に控除額が出ますけれども、この簡素化に際しては、翌年度の住民税から控除すると。

当然、寄付者が住んでおられる市町村は賦課する段階で、この方は控除額が幾らあるかというのを押さえないと控除できませんので、それで寄付を受けた市町村から寄付者が住んでおられるところに対して書類を提出すると。

そういう確認行為を行った後、住民税を賦課するということになるわけでございます。

ただし、一応、寄付をするこのワンストップ特例を適用できる寄付については、5件を上限とされています。

お1人の方がいろんな自治体に対して寄付をするケースがあるわけです。

これは、1件の寄付額を指して言っているのではなくて、一つの自治体に対して、つまり五つの自治体に対してまでだったら、このワンストップの制度は使えると。

それを上回った場合については、これまでの5件も含めて確定申告という手法でしか、今度は控除はできないということになります。

これが今回のワンストップ特例の特徴点だというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そこでちょっと理解できないところが、いわゆる所得税と住民税ということで2本立てで還付になるのですが、今回、住民税一本化になるということで、いわゆる所得税で返ってくる分が住民税から返ってくるということで、国としては戻さなくてもいいということで、その分が地方自治体の負担増になるような気がするのです。

そこら辺はどう整理されているのか。

いわゆる、市町村が持つ分については、何か見ると、5分の2が市町村、5分の3を都道府県で負担するとかって何かそんなふうに見たことあるのですが、そこら辺はどんな考え方でおられるのか、ちょっと疑問を感じますので、補足をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時22分

○議長（高橋和雄君） それでは、引き続き会議を開きたいと思っております。

そのほか、ご質疑ありませんか。

5番男澤議員。

○5番橋（男澤秋子君） ちょっと聞き漏れをしたのかなということもありますけれども、

わからないので、ちょっと教えていただければと思いますけど。

1 ページ、4 ページの 9 番の、これはマイナンバーに対して、これからこのような村民税の申告とか、村民税、固定資産税、軽自動車税のその内容を、この番号に登録するということなのでしょうか。

それがちょっと私が、このこと、マイナンバーというのは、例えば、そのマイナンバーの中にはどういう情報が折り込まれているのかなというのが私ちょっとわからない部分と。

それに加えて、これからこのようなものが加えていくのかなというように理解したのだけど、私が間違っていたら申しわけないのですけれど、そうなっていくと、これからいろいろな情報が、この番号に加わるということが今後も考えられるのかなというように思ったので。

そこら辺がちょっとわからなかったのでご説明ください。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 税条例の改正の中で、今回、一部改正として上げさせていただきました（9）の部分ですね。

これは、法人なり個人を特定するに当たって、今後付与されるマイナンバー、つまりそれぞれの番号ですね。それぞれ個人及び法人ということになりますが、その法人なり個人を申請の段階で確認するために、その番号を申請書に記載して提出してくださいと。

当然通常ですと、そういった申請書には、住所ですとか、お名前ですとか、性別ですとか、生年月日ですとか、そういったものが通常記載され、これは通常どおり記載されますが。それに加えて、このマイナンバー制度で付与される個人番号、法人番号についても併せて記載をするように改正をするということのみであります。

ですから、これがマイナンバーの適用になるならないとかということではなくて、その個人なり法人を特定するために、個人番号、法人番号を記載していただくということだけの改正になっております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

討論を行いたいと思います。

議案第 38 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 38 号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第39号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第15、議案第39号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の限度額が引き上げられたこと、及び低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたことなどに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番、議案関係資料の31ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、4月1日に施行されたことに伴うもので、まず、1点目の課税限度額の引き上げについてですが、課税限度額については、平成26年度に後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の2区分で引き上げが行われておりますが、27年度についても基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額をそれぞれ1万円、介護納付金課税額を2万円引き上げようとするものであります。

次に、2点目の低所得者に係る軽減措置の拡充についてですが、これは地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の89に基づき、条例で規定している軽減措置で、所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割を軽減する仕組みで、今回の改正では、5割軽減については、被保険者数に乘じる基準額を24万5,000円から26万円に。

2割軽減については、45万円から47万円に引き上げることで、軽減判定所得をそれぞれ引き上げ、軽減対象者の拡充を図るものであります。

次に、その他ですが、平成25年に本条例の一部を改正した際、条約適用配当等における国民健康保険税の課税の特例を規定した附則第16項の改正規定の施行日を平成29年1月1日としましたが、その後、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴い、平成28年1月1日と改正するものであります。

次に、施行日ですが、本改正条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用となりますが、26年度分までの国民健康保険税については、改正後もなお従前の例によることとしております。

33ページから36ページにつきましては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

なお、過日、国民健康保険運営協議会が開催され、本改正案についてご承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第39号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それではお聞きをしたいわけですが、これについても地方税法の施行令でそれぞれ限度額が他保険との絡みで増になる部分、あるいはまた軽減措置ということで、数字が具体的に示されたのだというふうに理解をしているわけですが、それで本村の場合、国保条例の賦課ということで、今、賦課を一所懸命やっている段階なのかな。6月末が納期限になっていますからね。

それで、課税限度額の引き上げに伴って、世帯数と幾ら国保税が増額されるのか。あるいはまた、軽減措置によって対象世帯と軽減額、どれほどの状況になるのか。

それで総体の、今冒頭申し上げました6月賦課ということですが、それらを入れた当初の国保税の賦課見通しというのかな。

そんなものが恐らく、かなり進んでいるのではないかというふうに思いますので、そこら辺について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今、黒田議員からのご質問にもありましたとおり、今まさに27年度の賦課の準備をしているところであります。

今の段階で、27年度賦課における課税限度額を超過してしまう世帯ですとか、あと、軽減判定に係る税額、軽減額、それぞれまだ算出できておりません。

ですので、平成26年度の賦課時、つまり25年の所得に対して26年度の賦課があったわけなのですが、その26年度分で限度額を引き上げたり、所得の判定の拡充をやった場合についてのみ、ちょっとお知らせをしたいと思います。

ただ、世帯数については、どうしても重複している世帯があるので、ご容赦願いたいと思います。

税額の増減のみ説明させていただきます。

まず、課税限度額の引き上げでございます。

これについては、結果として税額はおよそ100万円ぐらいの増額となるというふうに試算をいたしました。

限度額が引き上がることによって、限度額内に入る、納められる世帯が増えるという意味でございます。

もう一つが、低所得者に対する軽減措置の拡充です。

これも先ほどと同じように、26年度賦課時の所得により推定をいたしました。

国保税額の減少影響額、つまり減少額については、約20万円ほどということでございます。差し引きしますと、80万円の増ということでございます。

これは前置きさせていただきましたけど、あくまでも26年度の賦課、25年の収入で計算をしたものでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 27年度ベースで計算していないというので、わからないというならわからないのでしょうか。6月10日なのかな、15日だか、納付書を出しますよね。

だから恐らく、かなり見通しや何かは立てているのかなというふうに推測するわけなのですが、今年の当初予算で、国保税をそれぞれ議決しておりますよね。

その額に対して、どんな見通しになるのか。

その辺の見通しはいかがなものでしょうか。

その辺も全然わからないのかどうか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今月の上中旬に納付書の発行をしようと準備を進めているところで、今現在まさにチェックをしている最中でございます。

総体としては、26年の所得がある程度伸びているということが推計的にはされますので、ある程度税額についても伸びる、当初予算に対して伸びるのではないかとというふうに見込みを立てているところでございます。

まだ最終段階ではございません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思います。

討論に入らせていただきます。

議案第39号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第39号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第40号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法の改正により、消費税による新たな公費負担が設けられましたので、65歳以上の方の内、所得の極めて低い第1段階の保険料基準月額に対する課税割合を引き下げようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー10、議案関係資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表を掲載しておりますけども、介護保険条例第2条は、保険料率について謳っているものでございます。

本年3月定例会におきまして、国の介護保険法改正に準じて、65歳以上の方が支払う保険料の段階を6段階から9段階に細分化する改正を行ったところでございます。

その後、今年4月に介護保険法がさらに改正されまして、昨年春からの消費税8%増税になった消費税分の公費を使い、所得が極めて低い第1段階の負担割合を軽減する仕組みが設けられてございます。

このことから、介護保険条例第2条に、新旧対照表に記載する改正後の欄に記載しております1項を加えさせていただきます、平成27年度から29年度の保険料引き下げ、低所得者の負担軽減を図ろうとするものです。

改正後の保険料率につきましては、資料の37ページ、こちらの方に掲載しておりますのでご覧ください。

今回、改正します具体的な内容について説明申し上げます。

表の上段に記載しております第1段階の算定方法、こちらの方なのですが、現行の基準額である第5段階、表の中段にございますが、第5段階の月額3,100円、こちらの方に0.5を乗じるとしていた割合を0.45に引き下げ、月額で1,395円。年額を1万6,740円にしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第40号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第40号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第40号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第41号 財産の購入について

○議長（高橋和雄君） 日程第17、議案第41号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、デジタル用戸別受信機を購入するもので、5月18日に指名競争入札を行った結果、1,529万2,800円で株式会社キロコ電気が落札しましたので、売買契約を締結しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番、議案関係資料39ページをお開きください。

財産購入の締結について記載しておりますが、戸別受信機240台を購入するもので、5社により入札を行いました。

落札業者は、株式会社キロコ電気で、予定価格1,550万160円に対し、最低価格は1,529万2,800円で、落札率は98.66%であります。

なお、2番札は、1,607万400円であります。

この戸別受信機の設置につきましては、平成24年度から順次行っておりまして、今年度で4年目、平成29年度、最終年として、6年間かけて整備する予定でございます。

次の40ページの戸別受信機の概要を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今年240台ということで、今の説明では29年度で全村的に整備できるというふうな説明でしたが、今年の240台、主にどの地区に配置されるのか、お聞きをしたいのと。

あと、議案関係資料の39ページの納入期限というところ、私が間違っているのかな、平成27年2月29日までということ、すでに日にちが経過しているんですけど、これは、12月29日の間違いなのかな。

その辺の2点について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 2点ご質問ありました。

まず、1点、記載誤りございました。

納入期限ですけれども、資料の方、平成27年2月29日でございますが、正しくは平成28年2月29日までです。

申し訳ありませんでした。

続きまして、平成27年度どこに設置するのかということですが、今年度につきましては、農村地区に対して240台設置する予定です。

昨年度から農村地区の設置が始まっております、昨年は上地区、西札内地区を整備いたしました、今年につきましては、その地区を除く農村地区を予定しております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 昨年からの農村地区整備ということで、今年の240台ですべて農村地区が整備されるということなのかなというふうに思いますが、その辺の確認と。納入期限が平成28年2月29日ということで、随分長い期間ですが、これから作成するのかな。

毎年整備されている機械なので、もっと早く納入させて速やかに農村地区に配備することが普通考えられるのですが、その辺の努力はされたのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 議員からご質問あったとおり、農村地区につきましては、平成27年度で完了する予定でございます。

あと、納入期限につきましては、納入個数が多いことから、ちょっと遅い時期になっているのですが、順次、早く納品していただくような形で、設置につきましても、早い時期に農村地区すべて完了するように進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今の内容はわかったのですが、この受信機の内容について、40ページに記されているので、留守機能も付いたり、いろいろなことがなされるようで、機能もすごく充実しているように感じますが、これの取扱いについて、やはり取扱い説明などについては、設置したときにきちっと説明されているのかなというようなことがちょっと心配になるのですよね。

これだけの機能があるのが、十分にこれが使われるように説明がされないと、私はせっかく高いお金を出して付けたにもかかわらず、あまり使われないのでは困るし、緊急時のときには、これを持ち出して避難所で使ったり、別な場所で使うということもこの機械は可能なのかなというように思うのですが。

値段も高いし、機能がすごく内容を見ますと充実しているので、そこら辺の説明は、住民に対してどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 戸別受信機の設置につきましては、各家庭に設置いたしますので、その本人もしくは家族の方がいらっしゃる時にお伺いしますので、説明はいたします。

ただ、こちらに記載している、資料に記載しているのは、説明書の内容ですので、この細かくは説明いたしませんけども。

ただ、電池が液漏れ等があって、非常時、停電等あって使えなくなりますので、それは十分これまでも注意してきたのですが、電池については交換するような形でお願いしてきております。

あと、避難所等につきましては、主な公共施設について、この戸別受信機を設置してお

りますので、各家庭から持ち出さなくても、この公共施設に設置しているので情報等を把握するような形が取れると思います。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今の説明でいくと、設置したときにきちっと説明しているから大丈夫だというように理解いたしましたけれども。

それと同時に、私がちょっと説明を求めたのがちょっとまずかったですけども、避難所だったら今のようなことで、避難所に設置されているのでいいのですけれども、自宅からどこか違う場所へ移動するときに、これが持ち出しできるかどうかということがちょっと確認したかったですよ。

違う場所というのは、家以外の、例えば、どこかで働いている場所とか。

農村の人でしたら、例えば、畑だとかそういうところに持ち出せるのかなど。

そのように思ったのです。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 戸別受信機につきましては、アンテナが近くにある市街地につきましては、電池さえ入っていればどこでも聞くことができますけども、農村地区になりますと、電波状況が遠くなると入らなくなりますので、アンテナがなければ聞くことができません。

それで、農家地区につきましては、住宅にアンテナを付けてこれを使っているわけですので、ですから、農家の方が外に出て、これを持ち出して聞くというふうにはできないような形になってございます。

もし、そういう災害等があれば別な手段等で、何らかの連絡等はやっていきたい考えであります。

農村地区においては、これはちょっと持ち出して使えるようにはなりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第41号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第41号、財産の購入についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第18、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、元大正・共栄34号道路改良舗装工事を実施するもので、6月2日に指名競争入札を行った結果、5,450万円で永井工業株式会社が落札しましたので、売買契約を締結しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○**総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

議案関係資料41ページをお開きください。

工事請負契約の締結について記載しておりますが、元大正・共栄34号道路改良舗装工事は、平成27年9月30日までの工期で整備しようとするもので、6社により入札を執行したところ、1回目、予定価格に至らず、1社が辞退した2回目の入札において、5,454万円で永井工業株式会社と契約しようとするものです。

予定価格につきましては、5,509万800円で、落札率は99%であります。

なお、2番札につきましては、5,497万2,000円であります。

42ページに、位置図等を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第42号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第42号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第42号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

平成27年度の一般会計の補正予算については、午後からにしたいと思っております、よろしいでしょうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 了解を得ましたので、これで午前の審議を終わらせていただきます。

して、暫時休憩をしたいと思います。
1時から再開をさせていただきます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時56分
再開 午後 1時00分

- ◎日程第19 議案第43号 平成27年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第20 議案第44号 平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第21 議案第45号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第22 議案第46号 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） 午前中に引き続き、会議を開きたいと思います。

この際、日程第19、議案第43号、平成27年度中札内村一般会計補正予算について、日程第20、議案第44号、平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第21、議案第45号、平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第22、議案第46号、平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,567万9,000円を追加し、総額を38億928万2,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ12万4,000円を減額し、総額を2億4,627万6,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ10万5,000円を減額し、総額を1億2,719万5,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ319万5,000円を追加し、総額を1億5,789万5,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、最初に阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計のほか、人件費を計上しております介護保険特別

会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計において、4月の人事異動に伴う各予算計上科目の変更など、人件費にかかわる補正を行っておりますので、これにつきましては、一般会計補正予算書の給与費明細書により概要を説明させていただき、各特別会計での人件費の説明については省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の28ページをお開き願います。

給与費明細書になります。

まず、28ページ、特別職の給与費明細書、下段の比較の欄をご覧ください。

その他、特別職報酬欄6万円の追加は、民生委員推薦会の会議開催増に伴う追加になります。

右にいきまして、共済費の欄、長等の欄の7万5,000円の追加につきましては、本年10月から被用者年金が一元化されることにより負担率などの改正によるもので、次に説明いたします一般職については、これまでの負担率と比較すると下がりますが、特別職は上がることになり追加となります。

29ページの一般職ですが、給与費の給料欄で、793万9,000円の減額ですが、これは当初予算で見込んでいた職員数よりも2名減員になったことによるものであります。

次に、職員手当490万6,000円の減額ですが、下段の職員手当の内訳欄、それぞれ減額を追加しておりますが、先ほどの給料と同様、職員2名の減によるものと、職員の扶養などの異動によるものでございます。

次に、共済費746万2,000円の減額は、先ほどの特別職のところで説明いたしました負担率などの改正によるものでございます。

戻っていただきまして、9ページをお開きください。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源につきましては、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず2款総務費以降の人件費に係る給料、職員手当等の増減は、先ほどご説明いたしました人事異動に伴う調整などを行っております。

10ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄の追加費用負担金301万5,000円の減額。そして、次の退職手当組合負担金395万円の減額は、職員の異動のほか、負担率が減額の改定により減額をするものでございます。

次に、12ページ、3目まちづくり推進費、説明欄、ふるさとづくり事業補助金66万9,000円の追加は、当初100万円の予算を見ておりますが、子ども育成事業、ファームサイン設置事業、これらに対して、5地区から申請があることから追加をしようとするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

3項徴税費、2目賦課徴収費、説明欄、税過誤納還付金736万8,000円の追加は、法人村民税の確定申告により、前年度予定納税した法人住民税が還付となることから追加をするものです。

併せて、税過誤納還付加算金も7万1,000円追加しております。

次に、16ページ、3款民生費、2項児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄、嘱託保育士賃金168万1,000円の追加は、未満児、0歳児の入園増加に伴い、8月から嘱託職員を1名採用しようとすることから追加するものです。

18ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、道東及び道北ドクターヘリ加入負担金につきましては、執行状況でご報告したとおりの負担により、104万6,000円を追加しております。

次に、22ページ、7款商工観光費、2目商工振興費、説明欄、空き店舗対策事業補助金287万4,000円の追加は、飲食店2件に対する改修費等の補助を行うものであります。

特定財源といたしまして、商工振興基金繰入金を同額計上しております。

次の中小企業振興資金預託金は、振興資金の利用が増加している状況から、1,000万円追加し、預託金の合計を6,000万円として融資枠を広げます。

なお、融資枠は、3倍ですので1億5,000万円から1億8,000万円に広がります。

特定財源として、中小企業振興資金貸付金元利収入元金分を同額計上しております。

次に、27ページ、10款教育費、5項社会教育費、2目施設管理費、説明欄、村民体育館耐震改修等設計委託972万円の追加は、来年度、平成28年度の改修に向け、設計委託費を追加しようとするものです。

次に、7ページにお戻りください。

歳入についてご説明いたします。

18款繰越金で、26年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出に見合う額として216万6,000円を追加し、調整するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは引き続き、簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

黒ナンバー8番の補正予算書をご用意ください。

7ページをお開き願います。

歳出予算からご説明をさせていただきますが、1款簡易水道費、1目一般管理費、説明欄下段、普通旅費3万7,000円の補正は、広域水道企業団と更別との共同施設である南札内公区配水池耐震化事業の計画があり、その事業に係る村負担分について、補助の採択を受けられる見込みであることから、事業説明、ヒアリングに係る旅費を補正しようとするものであります。

同じく説明欄下段、簡易水道事業基金費、積立金51万1,000円の補正は、人件費等の歳出減による余剰金を基金に積み立てしようとするものです。

次に、6ページにお戻りください。

歳入予算についてですけれども、共同施設人件費等の減額に伴い、更別村簡易水道と営農用水道負担金、中札内村営農用水道負担金について、それぞれ減額調整を行っております。

次に、黒ナンバー9番、公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

7ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1目一般管理費、説明欄下段、下水道事業費、工事請負費、下水道管渠布設工事330万円の追加は、下水道認可区域内にある農協麦乾燥向上事務所の改築による水洗化により、下水道への接続が必要となりましたことから、下水道本管整備・未

整備区間の延長と、下水道接続柵の設置を行おうとするものです。

次に、前のページに戻りまして、6ページ、歳入、1款繰入金、1目一般会計繰入金319万5,000円の補正は、工事費増から人件費等を差し引いた不足財源を一般会計から繰り入れ、調整をしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりましたが、介護保険特別会計については、人件費だけということですので、説明がございませんでした。

4件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 何点かご質問したいと思います。

説明の中でもあったのですが、ちょっと私も理解ができなかったので、ページ数でいうと、13ページの賦課徴収のところの説明あったのですが、これってどういう理由でこのようなことが発生したのかということが、ちょっと私わかりにくかったので、もう一度説明してください。

18ページのドクターヘリの運行に対する負担金ということで、執行報告の中でも説明されたのですが、今回、ドクターヘリを道東の中で利用ができるようになったということは、緊急にドクターヘリが必要なときには、これらを利用することができるということになったので、とても前進したのかなというように思っております。

そこで、道東と道北から、近いところからこのドクターヘリが来て、救助なり搬送なりする形になるかと思うのですが、道東はどこの地域から、道北はどこからこのヘリが来るのかなということがちょっとわかれば教えていただきたいということで、今回は1回の負担で、今後この負担がなしでずっとこのことが継続して利用が可能になるのかということがちょっとわからなかったなので、そのことについてお聞きしたいと思います。

それとあと、22ページで、先ほどの空き店舗対策事業補助金ということで、2店舗の出店があったということで、2店舗の出店は、我々も想像がついているのですが、

その2店舗の出店の内容について、細かくでなくていいのですが、どういう内容で補助を出したのかなというように思います。

それとあと、27ページの村民体育館の耐震改修ですが、設計委託で972万円ということなので、設計だけですので、大掛かりな改修工事になるのかなというように思います。大体、総事業費は幾らぐらいの予算で、28年度に向けてということが今説明でありましたけれども、そのスケジュールとして、いつごろ改修が完成される予定なのかということをお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の税過誤納還付金及び過誤納還付加算金ですが、村内に事業所がある法人。通常、法人住民税、前年度の事業年度の決算額を当該年度予定納税、中間納付なのですが、するというふうになっています。

この法人につきましては前年度ですから、今で言う25年度、25年の事業年度中の決算額のうち2分の1相当分を26年度中に予定納税しました、中間納税。

26年度の事業年度、つまり27年3月31日が終わって決算をした結果、つまり赤字となったことにより、予定納付をしていた部分については全部還付するということになりましたので、今回補正で計上させていただいたものであります。

ですから、それに合せて、納められた日から還付をする日までの加算金についても併せて追加をしたところであります。

それと2点目、ドクターヘリとの関係でございます。

ドクターヘリの圏域、十勝全域をカバーするのに、まず道東のドクターヘリで十勝全域をカバーした上で、道北のドクターヘリが北西部、十勝の北西部5町、上士幌、新得、鹿追、清水、芽室の5町村分を道北のドクターヘリ基地からカバーするという考え方でございます。

道北のドクターヘリの基地病院につきましては、旭川市の赤十字病院。

道東のドクターヘリの基地病院につきましては、市立の釧路総合病院ということになってございます。

それぞれ、その病院からドクターを乗せて現場に向かうということになるわけでございます。

それと、維持負担の関係ですけれども、当初加入時の負担のみということでございます。維持管理、運行経費ですね。

そういった部分については国と道からの補助金及び、基地病院が負担すると。不足分については基地病院が負担するということになってございますので、当初加入時の1回だけの負担ということになってございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 私のほうから、空き店舗の対策の2件について内容を説明させていただきますというふうに思います。

まず1点目ですが、プリスカの跡ということで、4月12日にイル・モッチャーノというお店、スパゲティの専門店になるかなと思っておりますが、オープンをしまして、その改修費になります。

家賃助成については、ここについては発生しておりません。

もう1点ですが、国道沿いにありました異空館跡に、チュプというお店が、ここもスパゲティのお店なのですが、5月27日にオープンいたしました。

ここにつきましては、改修費と家賃助成ということで対象になってございます。

2件の改修費と家賃助成1件というような形になります。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 村民体育館の総事業費ですけれども、概算ではありますけれども、耐震改修工事と、それからアスベストが使われている施設ですので、いつか除去しなければならないということで、アスベストの除去工事。

そして、外部の改修、これは特に屋根の葺き替えですとか、防水工事ですとかということでありまして、外部の改修。

それから、内部の改修工事ということで、トイレですとか、シャワー室、あるいは照明器具の交換改修ということで、この四つを合わせまして、あくまでも概算ですけれども、1億3,000万円程度掛かるのではないかと推定をしております。

このほかに、現在重油のタンクが内部に1.4キロのタンクしかなくて、2、3日に1回給油しているという状況ですので、併せまして、地下タンクを設置するという工事が、今申し上げた金額以外に掛かる見込みでございます。

工期としましては、実施設計の業務については今年度中に終わらせまして、28年度末までに改修工事、耐震改修を終えようと考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 4点の答弁がありました。

よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 税過誤納還付金についてはわかりました。

これは、1件の法人の発生でこの金額だったということでしょうか。

それとあと、空き店舗対策事業の補助金の中身についてはわかりましたし、この店舗は、同じような内容のお店なのですけれども。改修と家賃の助成ということで助成をしていくというような中身がわかりましたけれども。

このほかに、出店の予定があるのかなという気がするのですが、そういう予定は今のところ全然ないでしょうか。ホームセンターが出店するようなこととかというのが以前にあったかと思えますけれども、そういう情報があれば、それはちょっとこの場で答えがしづらいのであれば結構です。

あと、次のドクターヘリのことについては、例えば、このドクターヘリが出動してくる状況というのは、何かこういうような状況があったときにはドクターヘリが来てくれて、中札内でそういうような患者が出たというときには、どういう状態になってこのドクターヘリを利用することができるようになるのか。

緊急を要して、これを帯広の病院なり、帯広の病院は救急車で行くかもしれませんが、これがどこかの、札幌の大きな病院に行かなければならないというようなことになると、そして、重症でドクターヘリが必要だというような判断がされるのはどこで、中札内の場合はなるのかなと。

そこら辺がちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

それとあと、体育館の耐震改修工事については、内容は大体わかりましたし、今後においても改修の内容は議会にも提案されることなので、その時点でまた我々も考えていきたいというように思いますけれども。

この施設は、住民が日頃使っておりますので、早い時点でこの改修がされることが私は望ましいと思うので、こういうような予算が付いたので、できるだけ早期に進めるように私としては希望いたします。

○議長（高橋和雄君） 体育館の関係はご意見としてお聞きしておきたいと思います。

あとの3点について。

成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 空き店舗の状況です。

現在のところ、空き店舗を利用してというお店の情報は入っておりません。

今後においての出店については、具体的な話はまだ聞いておりませんので、以上になります。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 税過誤納還付金につきましては、1法人ということでございます。

それと、ドクターヘリ関係ですが、まず、事故及び急病含め、救急車がまず現場及びその個人のお宅ということになるのでしょうか、場所にもよりますけれども。

そこで判断をしたときに、消防司令本部に連絡を入れることになります。

そのときの状態によって、ドクターヘリの出動要請をします。要請をするというのは、消防本部、消防の指令室ということになります。

消防指令室はそれを受けて、先ほどの基地病院、どこの圏域に属するかというのはその場での判断、場所によってありますけれども、ドクターヘリの出動要請を基地病院に対して消防本部は、消防指令室は行うということになります。

5分以内にそこから飛び立てるよう、基地病院の方では待機をしていますので、現場に向かうわけなのですが、そのときに消防司令本部は、救急に対して、そのランデブーの位置、場所を特定して、そちらに搬送をするよう指示が下ると。

患者を乗せた救急車と基地から飛び立ったヘリが現場で落ち合っ、そこで搬送をする。

搬送先は、基本的には、帯広厚生病院を中心に考えるということになってはいますが、状態によっては札幌も想定に入れているということでございます。

流れ的にはそういうようなことになるというふうになってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほかご質疑ございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 村民体育館の改修についてなのですが、あそこを利用されている少年団、村民の方々と利用者の方々の、今後改修する上での改善点等の希望をヒアリングするご意向があるのかどうか。

その点ちょっと確認させていただきたかったのです。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今回の改修は、第一に耐震化されていない施設ということで、地震に耐えられる改修をするというのがまず第一でございました。

併せて、アスベストを使用しているということから、最終的に今やるか、この改修に合せてやるか。それから、いつかの時点で取り壊し撤去ということが、将来、何十年か先に来るときにやるのかということで、いずれにしてもやらなければならないということで、耐震改修に合せてやることのほうが工事費的にも軽減できるということで、この二つが一番大きなところでございました。

併せて、老朽化している、あるいは経年劣化しているものについて改修しようとするものがございますので、利用のその機能改善ですとかそこまでは、トイレ以外は考えておりませんので、現段階では、利用者の方、あるいは利用されております団体との意見交換などについては考えておりません。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 実は先日、私、スポーツ少年団本部の意見交換会というのに出させていただきます、実は村民体育館が室内サッカーができないというような施設だというような話を聞いたのですね。

この耐震改修に合せて、そういったもうちょっと広い範囲で村民が利用しやすいような何らかの原因を取り除くような、そういった改修はできないのかなというふうにちょっと思ったものですから。

その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） スポーツ少年団本部で話し合われた内容について承知しておりませんので、今、適切にお答えできないのですけれども、持ち帰りまして、どのような問題点があるのか確認して、必要なことでできることであれば検討させていただければと思

います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、11ページの広報広聴費の説明欄の地域集会施設等補助金20万円ですけども。これは、どこかの行政区だというふうに思いますので、その行政区と、その事業の内容ですか。それから、事業費、補助率等々について教えていただきたいなというふうに思います。

それから、22ページの商工振興費の中小企業振興資金預託金ということで、先ほど説明あったとおり、預託金が1,000万円増えて、当初と額を合せて6,000万円ということで、3倍の部分まで銀行が融資することということで、1億8,000万円という説明がありました。現在の融資の状況というのかな。

何件で恐らく1億8,000万円に近い額だというふうに思いますけども、現在の状況として、融資の額が幾らなのか。

その辺について伺いたいというふうに思います。

それと、27ページの体育施設管理費の修繕料48万7,000円の補正額ですけども、どこを修繕するのか、内容について教えていただきたいと、このように思います。

それと、その下の村民体育館の関係、2人の議員からそれぞれ質問もあったところでございますけども、執行状況でも報告されておりますが、私の気持ちとしては、28年度までに整備することで、こういった事業債が活用できるから、その期限が28年度だから整備するよなということに理解をしたのですが、本村の第6期中札内村まちづくり計画の中を見ると、何も出ていないのですね。

また、当初予算にも計上されておらなかったわけですが、そんな関係で、急遽実施設計分ということでされたのかなというふうに思いますが、そこら辺の経緯等々について報告をしていただきたいというふうに思います。

それと、確認事項ですけども、耐震改修ということですけども、全体把握していないから改めて聞くのですが、他の公共施設や何かについては、要耐震改修するところがないのだろうなというふうに思いますが、そこら辺の確認をちょっとしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（尾野悟里君） まず、1点目の地域集会施設等の補助金の内容についてです。

今回は補正で計上している分につきましては、西札内会館のトイレ改修工事の分が一つです。工事費につきましては、27万9,720円の工事費に対して、3分の1を補助するものです。

もう1点につきましては、六区会館の入口についてを改修工事をするものです。

こちらにつきましては、工事費34万5,600円に対しまして、3分の1の補助を行うものです。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 中小企業振興資金の関係でございますが、現在の状況ということで、まず件数ですが、32件となっております。

総額につきましては、1,500万円が枠の限度となっておりますので、現在の5月末

ということで、1億4,257万4,000円ということで、1億5,000万円を超える見込みであることから、1,000万円を積み立てて1億8,000万円まで融資枠を拡大するというようなことになってございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） まず、体育施設管理費の修繕料48万7,000円ですけれども、村民体育館の屋根からの雨漏りの修繕を行ったものでございます。

予算については、体育施設管理費全体の修繕料があったものですから、すでに工事については終了しておりますので、今後不足する分について同額を追加しようとするものでございます。

村民体育館の耐震改修の、今回補正予算に計上をした経過ですけれども。

体育館の耐震改修については、その後にご質問のありました公共施設の耐震改修で残るところと絡みまして、私のほうから併せてご説明しますけれども、体育館と役場庁舎が耐震改修が必要な施設で、未だ改修していないという施設になります。

体育館につきましては、第6期まちづくり計画の前期計画の中で改修しようとする計画でありましたけれども、財源の確保等の見通しが立った時点でということで、今回、当初予算には間に合わなかったのですけれども。ご質問にもありましたように、緊急防災対策事業債が平成28年度までの期間しか措置されないということで、そうしますと、設計、それから、工事の期間も相当な期間を要するというので、ぎりぎりのタイミングで27年度の補正で実施設計を行って、28年度に耐震改修及びその他の改修工事を行うというところが、いわゆるタイムリミットの的なものがあったものですから、このタイミングで補正予算に計上させていただいたというものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体わかりましたけれども、その村民体育館の部分の雨漏りで修繕48万7,000円掛けるということなのですが、村民体育館の改修のところも屋根の張替えというのかな、改修というのかな、そこでもやるということなのですが、何か重複してもったいないような感じするのですが、何か応急処置として、その28年度に一括雨漏り直すような、そんなことも自分ながらできるのかなというような感じもするのですが、そこら辺どうなのでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 雨漏りの発見したのが、2階のトレーニング室のほぼ中央部ということで、緊急に業者に委託をしまして、調査を行って、ただちに直る、例えば、コーキング等で直ちに直るものであれば、その場で調査と併せて、修繕をしてほしいという依頼をしました。

ところが、かなりコーキングも劣化していたり、屋根のちょうど中央の合せ部分のところだったものですから、このままでは段々雨漏りもひどくなるということで、改修を待っていたのでは、そのほかの部分にも大きな影響が来るということで、応急的に、その合せの部分について板を張って、トタンを張って、シーリング、コーキングをするというそういった工事を合せの部分全面行ったものでございます。

28年度まで待てなかったということでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体想定ついてきたのですけれども、既存の修繕費も使った中で、

さらに修繕料が足りないということで48万7,000円追加したというこういう説明ですが、それに係る全体の修繕料というのかな、100万円なのか、150万円なのかちょっとわからないのですが。だとすれば、応急処置はしなければならないということで、百何十万円掛ける、あるいはまた、改修のときにまた何百万も雨漏り対策で全面的に直すということで、なにかもっといい雨漏り対策というのはないのかなという感じがしないわけではないのですが、そこら辺考えた中でやっていると思うのですが、そこら辺について答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 1回目の説明のときもちょっと簡単に説明すればよかったのですけれども、今回かかった費用を補正したというもので、かかった費用は48万7,000円でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。質疑を終わります。

それでは、議案第43号から討論を行いたいと思います。

議案第43号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、平成27年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第44号、平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号、平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣言

○議長(高橋和雄君) これで本日の日程は全て終了しました。

6月11日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 1時46分